

入試の根幹、「受験機会」の確保！

“新型インフル”対応で注目される「追試験」。

旺文社 教育情報センター 21年11月

文部科学省は10月初め、新型インフルエンザの感染拡大に備え、22年度大学入試の新型インフルエンザ対応方針を決定し、発表した。センター試験の「追試験」を当初予定から1週間延期するとともに、試験会場も従来の2か所から全都道府県での確保を決めた。

また、国公私立の各大学に対しては個別試験における「追試験」などの実施や、試験会場の衛生管理体制の構築などを要請した。

国立大学協会と公立大学協会では、文部科学省の対応方針や要請を踏まえ、志願者の「受験機会の確保」を第一義とする、22年度一般入試における「追試験」実施などの特例措置を検討し、そのガイドライン等を策定した。

ここでは、過去に経験した震災等に対する大学入試の危機管理対応などを振り返る中で、入試の根幹である「受験機会の確保」について取り上げた。



<阪神・淡路大震災にみる大学入試の危機管理対応>

平成7(1995)年1月17日未明、戦後最大の地震災害をもたらした所謂、阪神・淡路大震災(以下、大震災)が発生した。

○ 通常の日程で実施されたセンター試験

大震災の発生は、7年度センター試験の「本試験」が実施された1月14日(土)・15日(日)の直後であった。

「本試験」が無事に終了していたため、「追試験」(「再試験」も含む)は当初の日程どおり「本試験」の1週間後、1月21日(土)・22日(日)の両日、東日本(東京大)と西日本(京都大・九州大)で実施された。西日本会場は、大震災による交通機関への影響などに配慮して九州大にも設置された。「追試験」及び「再試験」の受験許可者(追試験934人、再試験40人)は、病気や怪我、事故、雪害等によって「本試験」(通常どおり実施)を受験できなかった者で、被災した受験生の救済を目的とした措置ではない。

○ 緊急事態での個別試験実施

突然の大震災に、被災した受験生のショックと不安は大変なものであったに違いない。当時の文部省(省庁再編で平成13年1月から文部科学省。以下、文科省)や大学など、入試関係者は被災者の「受験機会の確保」と不安解消に向け、大変な苦勞をされた。

旧文部省の大学入試担当部署では地震発生後、1か月～1か月半は休日返上で、帰宅も

連日深夜 2 時、3 時といった、文字どおり不眠不休の態勢で対処されたと聞く。大学入試センターでも「ハートシステム」(大学進学案内)や「ハロー電話」による入試情報の提供など、迅速な情報収集と周知に努められた。

各大学では入試シーズンを目前に控え、緊急事態での入試実施の対応を迫られた。出願期間の延長や試験日程の変更、試験会場の増設、「特列入試」(後述)の実施など、まさに緊急事態での入試実施となった。

国公立大では当時、被災地の志願者を中心に出願締め切りを 2 月 1 日“必着”から、同日“消印有効”にするなどの措置が多く見られた。

また、震源地に近かった神戸大では、前期試験と後期試験の日程をそれぞれ 1 日繰り下げ、試験会場も神戸大のほか大阪大・岡山大にも設置したり、受験生・保護者等からの深夜に及ぶ問い合わせ電話に対応したり、入試業務は緊張状態の連日であったという。

ところで、当時の国公立大個別試験(2 次試験)の実施方法は現行と異なり、「連続方式」と「分離分割方式」とが併用されていた。以下に、その実施方法の概要をまとめておく。

◎ 連続方式

国立大は新制大学発足当初の昭和 24(1949)年度から昭和 53(1978)年度まで、1 期校(試験日 3 月上旬)と 2 期校(同、3 月下旬以降)の 2 グループに振り分けられ、“受験機会の複数化”が図られていた。しかし、昭和 54 年度の「共通 1 次試験」開始とともに、国立大の「1 期校・2 期校制度」は廃止された。こうした入試制度の改変に対し、国立大の“受験機会の一元化”への不満や、多様性に欠ける個別試験への批判が高まり、受験制度の改善を迫られた。

その結果、昭和 62(1987)年度入試から、各国立大学・学部を A、B の 2 グループ(公立大は A、B、C の 3 グループ)に分け、A → B(→ 公立大 C)の順で試験日を設定し、受験者は連続して 2 校(公立大を含むと 3 校)を受験し、合格者は合格大学・学部のいずれかを合格後に自由に選ぶ(事後選択)ことができるようになった。

しかし、この「連続方式」の制度では 2 段階選抜による大量の不合格者や、大学・学部によっては併願によるダブル合格によって大量の入学辞退者が出るなど、大学、受験生の間で混乱が生じ、社会的にも問題視された。「連続方式」は、国立大では平成 8(1996)年度まで、公立大では 10 年度まで、それぞれ「分離分割方式」と併用された後、廃止された(C 日程は公立大中期日程として現在も継続)。

◎ 分離分割方式

平成元(1989)年度からは「連続方式」のほかに、同一募集単位の入学定員を前期日程と後期日程とに振り分ける“分割”と、前期日程の合格者が入学手続きを完了してから後期日程試験を行うという、前・後期日程試験の“分離”とを組み合わせた「分離分割方式」が導入され、現在に至っている。

なお、「連続方式」と「分離分割方式」との併用時期(平成元年度～10 年度)は、3 校併願の場合、①前期 → 後期 → C 日程／②前期 → B 日程 → C 日程／③A 日程 → 後期 → C 日程／④A 日程 → B 日程 → C 日程、の 4 通りの出願が可能であった。

○ 被災者に対する特別措置の要請

当時の国公立大個別試験における7年度入試のおもな日程を見ると、個別試験の出願が1月23日～2月1日／「分離分割方式」の前期試験が2月25日から、後期試験が原則として3月12日以降／「連続方式」のA日程試験が2月25日から、B日程試験が原則として3月5日以降、C日程試験(公立大)が3月8日以降、などとなっていた。

このような日程の下、被災者の「受験機会の確保」を図るために旧文部省は、各大学に出願期間の延長など、被災した受験生への特別な配慮を講じるよう緊急要請した。

国立大学協会(以下、国大協)、公立大学協会(以下、公立大協)は、各大学の判断で再試験(「特例入試」)を実施するなどして、被災した受験生ができるだけ不利益を受けないよう配慮することを各大学に要請した。

また、私立大でも、日本私立大学団体連合会が、各大学の判断により、再試験や授業料等の減免など、被災者に対して特別な措置を講じるよう要請した。

○ 「特例入試」の実施

旧文部省や大学の関係団体などからの要請を受け、大学は被災者を対象にした「特例入試」(再試験)を一般入試の終了後に実施した。実施結果の概要は、次のとおりである。

- ・ **国公立大**：国公立大の「特例入試」は、国立95大学375学部、公立48大学107学部の合計143大学482学部(志願者数ゼロの大学・学部含む)で実施され、志願者数1,479人(国立大497人、公立大982人)、受験者数1,440人(国立大482人、公立大958人)、合格者数347人(国立大89人、公立大258人)、入学手続き者数329人(国立大89人、公立大240人)であった。

志願者数を大学別で見ると多数の被災者が出た近畿圏の大学が目立ち、国立大では神戸大249人(入学手続き者数26人)、大阪教育大62人(同10人)、兵庫教育大24人(同4人)、神戸商船大24人(同12人)、京都教育大20人(同2人)／公立大では大阪市立大354人(同81人)、姫路工業大98人(同20人)、大阪府立大83人(同21人)、神戸商科大76人(同27人)、神戸市外語大61人(同20人)などとなっている。ただ、近畿圏以外でも、全国から志願者が集まる国立有力大では、例えば北海道大3人(志願者数。以下、同)、東北大1人、東京大3人、一橋大5人、名古屋大1人、京都大3人、大阪大2人、九州大1人など、わずかとはいえ志願者が集まった。

なお、国立95大学のうち50大学、公立48大学のうち9大学では志願者ゼロだった。

- ・ **私立大**：私立大では41大学108学部で「特例入試」が行われ、志願者数3,354人、受験者数3,025人、合格者802人で、入学手続き者数は609人だった。

志願者数の最も多かったのは近畿大の824人(入学手続き者数143人)、次いで神戸国際大557人(同91人)、大阪産業大437人(同71人)、関西学院大414人(同44人)などとなっている。なお、私立41大学のうち、4大学が志願者ゼロであった。

<40年前の“新型インフル”と“大学紛争”>

○ 「香港風邪」と入試

インフルエンザのウイルスは約10年～数十年の周期で変化するともいわれ、そのたび

に“新型”インフルエンザとして出現し、多大な健康被害と社会的混乱を引き起こしてきた。昭和 43(1968)年の香港インフルエンザ(香港風邪)も当時、“新型インフルエンザ”として全国で猛威を振るい、休校や学級閉鎖などが相次いだ。

しかし、当時の大学入試の実施状況を見ると、今回の新型インフルエンザ対応のような特別の措置は講じられなかった。

大学は、インフル対応どころではない状況にあった。

○ 「大学紛争」と入試

昭和 40 年代の初めから半ばにかけ、所謂「大学紛争」の嵐が全国的に吹き荒れた。その嵐は入試にも容赦なく降りかかり、学生らによる入試阻止活動、機動隊にガードされての受験、試験場の突然の変更掲示に困惑する試験場下見の受験生等々、今では想像もつかない光景が大学のあちこちで見られた。全学ストや学内占拠、機動隊と学生らの激突などで、大学の機能がマヒしてしまった大学もあった。

そしてついに、東京大(全学)と東京教育大(現・筑波大。体育学部を除く)では、昭和 44(1969)年度の入試を中止せざるを得ず、「**受験機会の確保**」が果たせないという異常な状況に追い込まれた。

こうした“入試中止”といった前代未聞の異常事態や学内紛争に対し、当該の東京大と東京教育大はもとより、他の国公立大も含め、志願者の「**受験機会の確保**」と紛争解決に向けた教職員の苦労と努力はいかばかりであったか想像に難くない。

入試が中止されるほどの異常事態に対し、政府は、大学紛争の解決には大学の自主的な収束努力に任せるだけではもはや限界に達しており、事態収束に向けた立法措置が必要であるとして「大学の運営に関する臨時措置法」(昭和 44 年 8 月施行、平成 13 年 1 月廃止)を制定した。同法の入試に関する条項により、紛争大学の学長は入試実施について文部大臣と協議しなければならないと規定された。

この臨時措置法の制定以降、大学紛争は収束の方向に向かった。

<14年前のセンター試験の「追試験」「廃止論」>

大学入試センターは大震災のあった年(平成 7 年)の 5 月末、平成 9 年度からの新課程(6 年度から 14 年度まで実施された学習指導要領)入試におけるセンター試験実施上の課題について、①「追試験」は実施しない／②「得点調整」は実施しない／③枝間の配点は公表する旨の検討結果を公表した。同センターでは、引き続き、各大学や高校関係者等の意見を幅広く聞き、大学入試センターとしての最終的な方針を決定するとしていた。

当時、「追試験」廃止の理由として、およそ次のような点が挙げられていた。

- ・ 9 年度以降、学習指導要領の改正に伴う出題教科・科目の増加(5 教科 18 科目 → 6 教科 31 科目。注. 旧課程履修者に対する経過措置の出題科目を除く。現在は、6 教科 28 科目からの出題)と、一部の教科・科目における項目の選択履修への対応から、試験問題の作成量が大幅に増加する。
- ・ 9 年度以降、地歴や理科の A・B 科目間等や過去のセンター試験、各大学の試験問題との重複・類似を回避しつつ、毎年、「本試験」用、「追(再)試験」用、「予備」用の 3 セッ

トの良質な問題を作成し続けることは極めて困難な状況である。(注. 22年度センター試験から、過去問の出典や教科書の掲載文からの出題も可能としている)

- ・「本試験」受験者と「追試験」受験者における公平性の確保が懸念される。
- ・良質な試験問題を今後とも確保していくうえで、個人的な事情等により試験を受験できなかった者に対する「追試験」の廃止はやむを得ない。
- ・「追試験」実施のための多額の費用にも留意する必要がある。

つまり、上記のような理由から、「追試験」受験者については“捲土重来”を期して、1年後の試験を受験してほしいということである。

なお、地震や雪害など、不可避の天災等による受験不能に対しては、従来どおり、当該科目についての「再試験」を実施するとしている。

こうした「追試験」廃止を含む方向づけに対し、小社では高校側の意見・感想等を全国に緊急取材し、その一部を当時の大学入試情報の機関誌(『大学進学 INFORMATION』1995年6月号)で紹介し、高校・大学関係者の間で反響を呼んだ。「追試験」廃止の意見・感想としては賛否両論が寄せられたが、反対意見のほうが多かった。

こうしたなか、旧文部省は7年12月、9年度からのセンター試験実施について、次のように決定した。

- ① 病気など個人的な事情で「本試験」を受験できなかった者を対象として実施している「追試験」は、当面、実施する。
- ② 試験問題自体の難易差によって社会及び理科の科目間で極端な得点差が生じた場合に実施している「得点調整」は、廃止する。
- ③ 配点の公表については、従来、小問単位まで行ってきたが、小問の中の「枝問」についても配点を公表する。

以上のような経緯で、センター試験の「追試験」廃止は回避され、センター試験受験を前提とする国公立大や私立大のセンター試験利用入試の志願者にとって、「**受験機会の確保**」は従来どおり堅持されることになった。

なお、「得点調整」については、9年度センター試験の数学において、新課程履修者用と旧課程履修者用との平均点差が22点と大幅に開いたことなどから、10年度から復活。



<22年度入試の「**受験機会の確保**」と“**新型インフル**”対応>

22年度入試における新型インフルエンザへの対応については、受験生が安心して受験できるよう、「**受験機会の確保**」と感染拡大の防止に万全を期すことが求められる。

冒頭でも述べたように、文科省はセンター試験と各国公立大の個別試験における対応策や受験会場の衛生管理体制の構築など、基本的な対応方針をまとめている。国大協と公大協でも、文科省の対応方針を踏まえ、新型インフルエンザに対する個別試験(2次試験)の特例措置についての検討、ガイドラインの策定等を行っている。

以下に、22年度のセンター試験、及び国公立大一般入試における個別試験の「受験機会の確保」に向けた特例措置について、その概要をまとめた。

○ センター試験

◎ 「追試験」の実施時期を延期 ⇒ 22年1月30日(土)・31日(日)に実施。

- ・「本試験」は現在(注. 文科省が対応方針を発表した10月8日時点)までのウイルスの性状に変化が見られないままであれば、社会的な混乱を招かないよう、当初の予定どおり22年1月16日(土)・17日(日)に実施する。
- ・「追試験」は、治療や万全な試験実施の準備に要する日数等を考慮し、「本試験」の2週間後(当初予定では1週間後)に当たる、22年1月30日(土)・31日(日)に実施する。

◎ 「追試験」の試験会場増設 ⇒ 通常の全国2か所から、全都道府県での設置確保に。

- ・センター試験の「本試験」当日に新型インフルエンザに感染している疑いのある者が、「追試験」を受験することが可能となるよう、全都道府県での試験会場の設置を確保する。

◎ 「追試験」対象者等

センター試験の「追試験」の対象者は従来どおり、疾病(インフルエンザ・風邪等含む)、負傷、試験場に向かう途中の事故、その他やむを得ない事由により「本試験」を受験できなかった者で、新型インフルエンザの感染者に限った救済措置ではない。「追試験」の受験者は、所定の手続きと基準により、「受験票」に記載されている「問い合わせ大学」等で具体的事由が審査され、許可されることになる。

これまでの「追試験」の受験申請では、「受験票」と医師の「診断書(加療期間を明記)」や「事故又は事由が確認できる証明書等」の提出が必要となっている。

また、現行では「本試験」の「1つの教科・科目でも受験した者は、当該試験日は「追試験」の対象とならない」ので、注意したい(途中欠席など、無理な受験は禁物)。

なお、雪・地震等による災害、その他特別の事情により、「本試験」が実施できないか又は完了しなかった場合は「再試験」を「追試験」と同じ期日に実施する。

○ 国立大一般入試(個別試験)

国大協は10月末、新型インフルエンザの流行が想定されることに鑑み、社会的な要請を踏まえ、公平性に留意しつつ、各大学の実情に応じて、志願者の「受験機会の確保」に向けた準備を行うことを決めている。

今後、通常の入試実施体制では「受験機会の確保」が困難と認められる場合には、原則として各国立大は、22年度入試に関しての特例措置を迅速かつ的確に講じるものとしている。

通常個別試験(2次試験)である前期・後期日程試験(「本試験」)は原則として所定の期日により実施するほか、22年度に限った特例措置として、「追試験」の実施などが想定される。

○ 公立大一般入試(個別試験)

公大協は10月半ば、志願者の「受験機会の確保」と感染拡大防止を両立させる方策が必要であるとし、次のような個別試験(2次試験)における特例措置のガイドラインを策定した。

このガイドラインは、22年度入試に限った特例措置の一つの在り方を示すもので、実施に当たっては、各公立大の判断に委ねられている。したがって、志願者など、大学受験関係者は各大学の対応策を当該大学・学部のホームページなどで確認する必要がある。

◎ 前期・中期(公立大)・後期日程試験(「本試験」)の「追試験」 ⇒ 「本試験」のそれぞれについて、概ね1週間後に実施。(図1参照)

- ・通常の前期・中期(公立大中期日程。以下、同)・後期日程試験(以下、「本試験」)は、原則として所定の期日により実施する。
- ・22年度入試に限った特例措置として、「追試験」等により「受験機会の確保」を行うことが望ましい。「追試験」は、「本試験」の概ね1週間後に実施するとしている。

◎ 「追試験」対象者等 ⇒ 「本試験」の1週間前から「本試験」当日までの間に追試験受験申請書と診断書等を提出。

- ・「追試験」の対象者は「本試験」出願者で、医師の診断書(新型インフルエンザに限定されるものではない)又は診断書に類すると判断できるものを有する者としている。
- ・対象者の認定方法は、「本試験」の1週間前から「本試験」当日までの間に提出された追試験受験申請書及び診断書等を基本として、22年度センター試験の認定方法を参考に各大学で定めるとしている。

◎ 合格発表 ⇒ 前期・中期・後期日程それぞれについて、「本試験」と「追試験」あわせて合格者の決定・発表を行う。(図1参照)

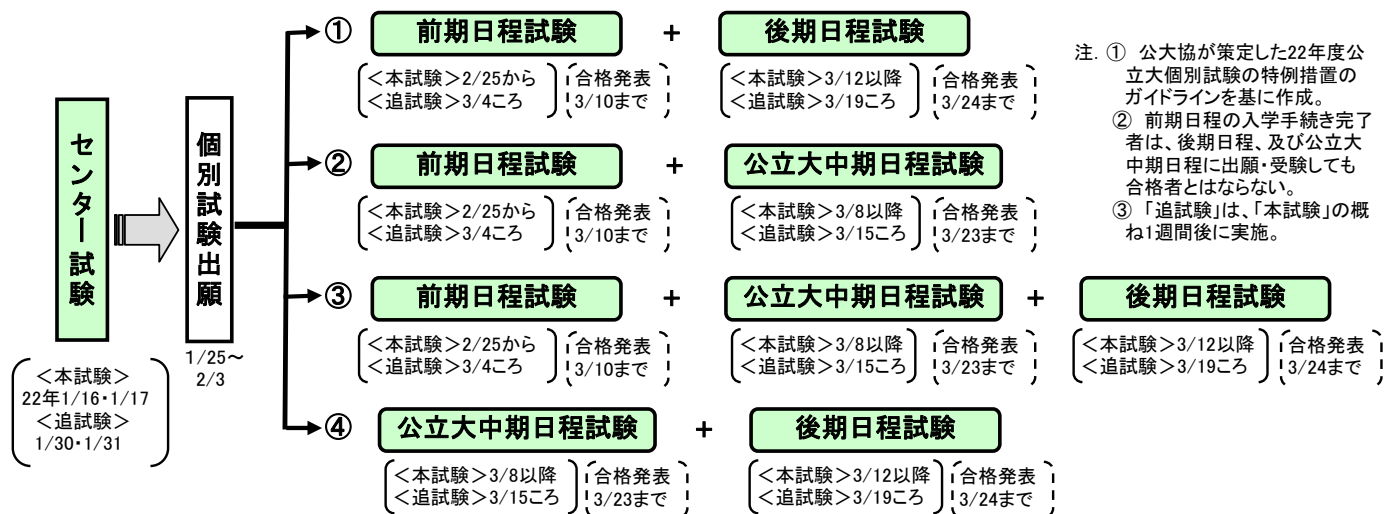
- ・合格発表日については、その最終日をそれぞれ以下の日程までとしている。

- ① 前期日程：3月10日(水)まで / ② 中期日程：3月23日(火)まで
- ③ 後期日程：3月24日(水)まで

◎ 「追試験」実施日等の通知 ⇒ 志願者へ「受験票」を送付する際、実施日程等について通知する。

22年度国公立大個別試験で特例措置が講じられた場合、どのような試験日程になるのか。公立大のガイドラインを基に下図(図1参照)に併願パターン別にまとめてみた。

●22年度 国公立大個別試験の併願パターン別の主な日程 (公立大の特例措置のガイドラインを基にしたイメージ) (図1)



◎ 求められる“公平性”への配慮

「追試験」の入試科目等を含めた実施方法・内容等は、各大学・学部の判断で行われることになる。

その際、入試科目の設定や出題の難易度、センター試験と個別試験との組み合わせなどにおいて、「本試験」受験者と「追試験」受験者との間の“公平性”への配慮が求められる。

◎ 推薦・AO入試等は各大学の判断

公大協が今回策定した22年度入試における特例措置のガイドラインは、一般入試の個別試験に対するものである。したがって、推薦・AO入試等を含めた具体的な措置については、国立大も含め、各大学の実情に応じて講じられることになる。

一方、私立大では、関係団体による特例措置のガイドライン等は11月上旬現在、提示されておらず、一般入試や推薦・AO入試等についての具体的な対応策は各大学・学部の判断に任される。

なお、大学入試センターでは、各国公立大の新型インフルエンザ対応策等を収集し、大学ごとの「新型インフルエンザ対応情報」をホームページ(URLは下記参照)上で紹介している。

* 大学入試センターの新型インフルエンザ情報

http://www.dnc.ac.jp/center_exam/h22_inful/inful_u.html



<「受験機会の確保」と教育の「機会均等」>

これまで見てきたように、大学は自身の大事な人的資産となる“学生”を受け入れるために、大震災や大学紛争など、時として危機管理体制の下で入試を行ってきた。

そのことは結果として、教育の「機会均等」につながり、大学教育を保障してきた。

今回の新型インフルエンザと入試との関わりについては、受験生はもとより、社会の大きな関心事でもあり、教育の「機会均等」の観点からも、「**受験機会の確保**」が重要である。

<十分な健康管理が必須>

新型インフルエンザの入試対策は、予測の難しい“ウイルス”を相手とするだけに、これまで経験した危機管理とは違った難しい対応を迫られそうだ。

国大協、公大協、及び日本私立大学団体連合会は10月中旬、政府に対して新型インフルエンザの感染状況等に関する情報提供と、受験生や入試業務に関わる教職員へのワクチン接種の優先度に関する配慮を要請している。

ともあれ、受験生と入試関係者にとって、これから本格化する入試シーズンを控え、十分な健康管理が必須となる。

(2009. 11. 大塚)